

平成 28 年度 飯山市地域防災計画の主な修正内容（平成 27 年度分）

上位計画である長野県地域防災計画の修正事項を反映しました。

○ 主な修正内容と修正に対する今後の対応

項目	修正内容	修正に対する今後の対応
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者への土砂災害に関する情報等の伝達	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する警戒避難等の伝達について定める。 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 1 節) 51P	資料編 (1156P) に「土砂災害警戒区域内の要配慮者施設」を定め、平時から施設管理者等へ啓発を行うとともに、土砂災害の危険が生じた際には情報配信システム (登録制) を活用し避難情報等の伝達を行う。(資料 2-1)
災害情報共有システム (L アラート) を活用した情報伝達	災害情報共有システム (L アラート)、市 HP、SNS 等を利用し、各種情報を提供できる体制を整備する。 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 22 節、2 章 - 27 節) 113P	災害時における市民等への情報伝達の一つとして、L アラート (資料 2-2) へ公開することとし、公開の手法については、平成 28 年度に長野県が導入した長野県防災情報システム (資料 2-3、資料 2-4) を活用する。 なお、防災担当以外の職員においても、長野県防災情報システムへ入力できるよう、職員研修を行う。
自主防災組織の育成・活性化	自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、 <u>地域住民に対する出前講座等の実施</u> 及び青年層、女性など多様な主体が組織へ参加することを促進し、組織の活性化を図るとともに、 <u>地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。</u> また、県が開催する研修会等に参加する体制づくりを進める。 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 33 節) 147P	市が実施する出前講座や市報の防災特集、また、市総合防災訓練を通じて、住民の防災意識の向上を図る。 各自主防災組織において、継続して防災活動に取り組めるリーダー的人材を育成するとともに、青年層や女性などの参加により多様な視点を反映した防災対策を推進する。 また、区長会等を通じ、長野県が開催する研修会等を周知する。